

国家公安委員会告示における指定番号と
外務省告示における一連番号との対照表について

令和3年10月29日

(凡例) 国家公安委員会告示における指定番号

D^① I^②-1^③

① 指定した国際テロリスト (D:Designation)

② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

③ 一連番号

①、②の区分ごとの一連番号。

※以下では外務省告示(米国等が資産凍結等の措置を実施した個人団体)
における一連番号を外務省告示番号という。

○自然人

指定番号	外務省告示 番号
DI-1	2
DI-2	3
DI-3	4
DI-4	5
DI-5	6
DI-6	7
DI-7	8

○法人その他の団体

指定番号	外務省告示 番号
DE-1	9
DE-2	11
DE-3	13
DE-4	14
DE-5	15
DE-6	16
DE-7	18
DE-8	19
DE-9	20
DE-10	21
DE-11	22
DE-12	23
DE-13	24
DE-14	25
DE-15	26
DE-16	27
DE-17	28
DE-18	29
DE-19	30
DE-20	31
DE-21	32
DE-22	33
DE-23	34
DE-24	35
DE-25	36
DE-26	37